

| 補助項目 | 補助事業内容 | 補助率及び限度 |
|-------------|--------------------------------|--|
| 外国人人材活用支援事業 | 外国人(※1)を新たに雇用したとき | 100分の50以内 雇用した外国人1人につき20万円限度 同一人一度限り |
| | 雇用している外国人等(※2)に対して日本語教育を実施したとき | 100分の50以内 10万円限度 |

(※1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の上欄の高度専門職、技術・人文知識・国際業務及び特定技能の在留資格をもって在留する者。

(※2) ※1及び出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の上欄の技能実習の在留資格をもって在留する者。

新居浜市中小企業振興条例

(外国人材活用支援事業に対する補助)

第13条 市長は、中小企業者が経営の安定を図るため、外国人(市長が別に定める外国人に限る。以下この条において同じ。)を新たに雇用したとき、又は雇用している外国人及び市長が別に定める者(以下この条において外国人等という。)に対して日本語教育(外国人等が日本語を習得するために行われる教育をいう。以下この条において同じ。)を実施したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 外国人を新たに雇用したとき 雇用した外国人1人につき 20万円
- (2) 雇用している外国人等に対して日本語教育を実施したとき 10万円

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(外国人材活用支援事業に係る外国人の範囲等)

第12条 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める外国人は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の上欄の高度専門職、技術・人文知識・国際業務及び特定技能の在留資格をもって在留する者とする。

2 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める者は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の上欄の技能実習の在留資格をもって在留する者とする。

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者(別表第1に定めるとおり)
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税の滞納がないこと(法人、代表者)

申請の時期

外国人材を新たに雇用する際に係る費用もしくは雇用する外国人の日本語教育に係る費用(枠内参照)の支払い完了後

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等(共通様式)
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本(原本)
- ・定款又は規約(写)
- ・納税証明書(市税)・・・法人と代表者の各1通(原本)
- ・外国人材の在留カードの写し
- ・労働条件通知書(写)(当該人材と雇用契約を締結したことが分かるもの)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

■外国人材を新たに雇用した場合

- ・外国人材の住民票
- ・外国人材の雇用に係る費用の内訳が確認できる契約書または申込書・請求書の写し
- ・外国人材の雇用に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し

■日本語教育を実施した場合

- ・日本語教育に係る費用の内訳が確認できる契約書または申込書・請求書の写し
- ・日本語教育に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し
- ・事業概要がわかるもの(スケジュール・概要・実施要領・パンフレット等の写し)
- ・受講者一覧表

■外国人材の雇用に係る経費(例)

- ・人材紹介料
- ・来日前の日本語教育や入国手続き等に係る費用
- ・在留資格変更手続き等に係る費用
- ・当該人材が渡航する際の渡航費
- ・採用面接時等の担当者の渡航費
- ・上記を委託する際の委託料

■日本語教育に係る経費(例)

- ・講師旅費
- ・講師謝金
- ・通訳謝金
- ・テキスト代
- ・受講料(WEB方式を含む)

注) その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

注) 他の補助金との併用は不可。